四十　瀧野川信用金庫
四十一　柏崎信用金庫
四十二　上越信用金庫
四十三　甲府信用金庫
四十四　山梨信用金庫
四十五　諏訪信用金庫
四十六　アルプス中央信用金庫
四十七　金沢信用金庫
四十八　福井信用金庫
四十九　西濃信用金庫
五十　いちい信用金庫
五十一　京都北都信用金庫
五十二　鳥取信用金庫
五十三　米子信用金庫
五十四　倉吉信用金庫
五十五　日本海信用金庫
五十六　島根中央信用金庫
五十七　おかやま信用金庫
五十八　しまなみ信用金庫
五十九　防府信用金庫
六十　東山口信用金庫
六十一　徳島信用金庫
六十二　阿南信用金庫
六十三　高松信用金庫
六十四　福岡信用金庫
六十五　福岡ひびき信用金庫
六十六　大牟田柳川信用金庫
六十七　大川信用金庫
六十八　たちばな信用金庫
六十九　熊本信用金庫
七十　熊本第一信用金庫
七十一　熊本中央信用金庫
七十二　大分信用金庫
七十三　大分みらい信用金庫
七十四　都城信用金庫
七十五　高鍋信用金庫
七十六　南郷信用金庫
七十七　北央信用組合
七十八　釧路信用組合
七十九　仙北信用組合
八十　五城信用組合
八十一　山形中央信用組合
八十二　いわき信用組合
八十三　那須信用組合
八十四　ぐんまみらい信用組合
八十五　房総信用組合
八十六　江東信用組合
八十七　中ノ郷信用組合
八十八　第一勧業信用組合
八十九　ハナ信用組合
九十　中央商銀信用組合
九十一　新栄信用組合
九十二　三條信用組合
九十三　山梨県民信用組合
九十四　都留信用組合
九十五　あすなろ信用組合
九十六　富山県信用組合
九十七　金沢中央信用組合
九十八　三河信用組合
九十九　益田信用組合
百　滋賀県信用組合
百一　京滋信用組合
百二　中央信用組合
百三　淡陽信用組合
百四　朝銀西信用組合
百五　信用組合広島商銀
百六　山口県信用組合
百七　福岡県南部信用組合
百八　とびうめ信用組合
百九　長崎県民信用組合
百十　九州幸銀信用組合
百十一　宮崎県南部信用組合
百十二　鹿児島興業信用組合

東京都北区田端新町三丁目二十五番二号
新潟県柏崎市東本町一丁目二番十六号
新潟県上越市中央一丁目十一番一号
山梨県甲府市丸の内二丁目十七番六号
山梨県甲府市中央一丁目十二番三十六号
長野県岡谷市郷田二丁目一番八号
長野県伊那市荒井三千四百三十八番地一
金沢市南町一番一号
石川県金沢市南町一番一号
福井県福井市田原二丁目三番一号
岐阜県瑞穂市馬場上光町一丁目百十七番地
愛知県一宮市若竹三丁目二番二号
京都府宮津市字鶴賀二千五十四番地の一
鳥取県鳥取市栄町六百四十五番地
鳥取県米子市東福原二丁目五番一号
鳥取県倉吉市昭和町一丁目六十番地
島根県浜田市殿町八十三番地一
島根県出雲市今市町二百五十二番地一
岡山県岡山市北区柳町一丁目十一番二十一号
広島県三原市港町一丁目八番一号
山口県防府市天神一丁目十二番十八号
山口県柳井市中央二丁目七番三十一号
徳島県徳島市紺屋町八番地
徳島県阿南市富岡町トノ町二十八番地十四
香川県高松市瓦町一丁目九番地二
福岡県福岡市中央区天神一丁目六番八号
福岡県北九州市八幡東区尾倉二丁目八番一号
福岡県大牟田市有明町二丁目二番地の十七
福岡県大川市大字榎津三百五番地の一
長崎県諫早市八坂町一番十号
熊本県熊本市手取本町二番一号
熊本県熊本市花畑町十番二十九号
熊本県熊本市大江本町一番六号
大分県大分市大道町三丁目四番四十二号
大分県別府市駅前本町一番三十一号
宮崎県都城市上町六街区十号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町六百七十三
宮崎県日南市吾田東四丁目一番一号
北海道札幌市中央区南一条西八丁目七番地の一
北海道釧路市北大通九丁目二番地
宮城県栗原市若柳字川北中町十一番地
宮城県柴田郡大河原町大谷字町向百一番地七
山形県長井市本町一丁目三番三号
福島県いわき市小名浜花畑町二番地の五
栃木県那須塩原市永田町六番地九号
群馬県高崎市田町百二十五番地
千葉県茂原市高師町一丁目十番地五
東京都江東区住吉二丁目六番八号
東京都墨田区東駒形四丁目五番四号
東京都新宿区四谷二丁目十三番地
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十九番十号
神奈川県横浜市中区蓬莱町二丁目三番地
新潟県新潟市江南区旭二丁目一番二号
新潟県三条市興野三丁目十一番十二号
山梨県甲府市相生一丁目二番三十四号
山梨県富士吉田市下吉田二丁目十九番十一号
長野県松本市元町三丁目四番四十五号
富山県富山市大手町三番五号
石川県金沢市上近江町十五番地
愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
岐阜県下呂市森六百九十番地一
滋賀県甲賀市水口町八光二番四十五号
京都府京都市右京区西院三蔵町二十番地の二
大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
兵庫県洲本市栄町一丁目三番十七号
岡山県岡山市北区駅前町二丁目六番十九号
広島県広島市中区西平塚町四番十二号
山口県山陽小野田市中央一丁目二番四十号
福岡県久留米市合川町字十三部三十一番地の三
福岡県福岡市東区箱崎一丁目十番八号
長崎県佐世保市下京町八番十五号
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目二番十二号
宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二
鹿児島県鹿児島市東千石町十七番十一号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十五年一月一日から平成二十五年六月三十日までとする。

○国土交通省告示第千四百八十二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

第七条第四項の次に次の一項を加える。

5　輸送許容物件を冷却するために外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け出した後、その原位置に内装容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、氷を入れる場合にあっては、漏水防止性のもの、ドライアイスを入れる場合にあっては、気化するガスの放散のための適当な手段を講じた外装容器を使用することにより包装物の元の状態に影響を及ぼさないようにしなければならない。

第十四条第三項を次のように改める。

3　液状の輸送許容物件を入れた内装容器を外装容器に収納する場合は、前2項に規定するラベルのほか、第4号様式によるラベルを包装物の相対する二側面に見やすいように付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件に該当する場合は、この限りでない。

一　輸送許容物件の容量が120ミリリットル以下であって、内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材が内装容器と外装容器の間に詰められていること。